

☎ 国保年金課医療年金係 ☎ 内線 1112  
 ☎ 住民福祉課税務保険係 ☎ 内線 2160

## 高校生世代まで医療費助成を拡大します

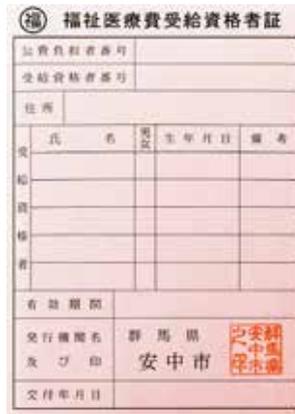
市は、現在中学校3年の学年末までが対象の医療費助成(福祉医療制度)を、高校生世代の人(18歳学年末)まで段階的に拡大します。

期間や申請方法は以下のとおりです。

※高校生世代とは、生年月日が、15歳に達する日以降の最初の3月31日を経過し、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある人です

※高校生のほか、就労や婚姻している人、学校に通っていない人も対象になります

※現在ほかの資格で福祉医療の受給資格を有している人、生活保護法による保護を受けている人、児童福祉施設などに入所している人、児童福祉法に規定する里親に委託される人など、医療費の自己負担額全額助成を受けている人は対象になりません



▲福祉医療費受給資格者証

令和5年4月1日～

### 対象

- ・入院および外来による保険診療自己負担額
- ・入院時の食事代

### 対象者

平成17年4月2日以降生まれの人

### 申請

平成17年4月2日から  
 平成19年4月1日生まれの人は申請が必要です

2月中旬 市から申請書を送付  
 必要事項を記入し返送

3月中旬 市から福祉医療費受給者資格者証を送付

現在中学校3年以下(平成19年4月2日以降生まれの人)の人は自動更新になるので、申請は不要です。  
 有効期限が切れる前に新しい受給者証を送付します。

市が送付する福祉医療費受給者資格者証を医療保険証と一緒に医療機関に提示することで、医療費助成を受けることができます。

令和5年1月1日～

3月31日まで

### 対象

- ・入院による保険診療自己負担額
- ・入院時の食事代

※外来診療は医療費助成の対象外

### 対象者

平成16年4月2日から  
 平成19年4月1日生まれの人

### 申請

一旦入院費などを医療機関に支払い、市に申請することで該当額を支給  
 ※手続後、約1～3か月後に指定口座に振込

### 申請に必要なもの

- (1) 医療機関に支払いをした領収書
- (2) 対象者の医療保険証
- (3) 通帳